

平成29年 秋の全国交通安全運動

運動期間 9月21日(木)～9月30日(土)、交通事故死ゼロを目指す日 9月30日(土)

実施要綱

運動の目的

県民一人ひとりに交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけ、相手の立場に立った「優しさ」と「思いやり」のある運転や行動を促進し、交通事故防止の徹底を図る。

運動重点

- 子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶

スローガン

メインスローガン
サブスローガン

よくみよう 車のあとに またくるま
夕暮れは、ライトをつける サインだよ

運動重点とそれぞれの立場で実施する事項

運動重点 ①

子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止

【運転者は】

- 子供や高齢者を見かけたときは、急な飛び出しや不用意な横断など危険な行動をとる人がいることに注意し、子供や高齢者の安全を守る運転をする。
- 高齢者マークをつけた自動車に対しては幅寄せや割り込み等行わず、優しさと思いやりのある運転を心がける。
- 歩行者や自転車を早期に発見できるよう、早めにライトを点灯する(日没30分前の“ぴかっと”早めのライト点灯)。
- 対向車等に配慮しながらライトの上向きを実践し、歩行者や自転車の早期発見に努める。
- 通学路やスクールゾーン、公園の近くを通行するときは、子供を保護する意識を持ち、安全な速度で通行する。

【子供は】

- 道路を横断するときは左右の安全確認を行い、飛び出しや車の直前・直後の横断はしない。また、道路では遊ばない。
- 信号待ちをするときは、車道から離れた歩道の端など、より安全な場所で待つ。
また、信号が青に変わっても直ぐに横断せず、周囲の安全を確認し、車の動きに注意しながら横断する。
- 自転車に乗るときはヘルメットを着用し、信号や一時停止などの交通ルールを守る。

【高齢者は】

★ 歩行中の注意事項

- 道路を横断するときは、信号機や横断歩道のある場所を横断し、左右の安全を確認しながら横断する。特に、左側から来る車に注意する。
- 夕暮れ時や夜間は「車から見えにくい」ことを意識し、外出時は明るく目立つ色の服や反射材等を着用する。

★ 自転車乗車中の注意事項

- 自転車は「車両」であり、車両として交通ルールを遵守する必要があることを認識する。
- 信号や一時停止を厳守し、車道を通行するときは左側を通行する。
- 道路を横断するときは、信号機や自転車横断帯がある場所を横断する。また、左右の安全確認を行い、斜め横断はしない。
- 夕暮れ時や夜間は「他の通行車両や歩行者から見えにくい」ことを意識し、早めにライトを点灯し反射材等を活用する。

★ 自動車を運転する場合の注意事項

- 適性検査や高齢者講習などで現在の運転技能を確認し、技能に応じた運転を心がける。
- 体調が悪いときや夜間、悪天候時などは、無理な運転を控える。
- 短い距離の運転でも、シートベルトは必ず着用する。～低速走行時にも、頭や胸を打ち死亡する事故が発生～

【保育所・幼稚園・学校等では】

- 保護者と子供に対する交通安全教室を実施する。
～子供は四輪車同乗中の交通事故が多いので、保護者の交通安全意識の向上が必要～
- 年齢、学年に応じた交通安全指導を実施する。
- PTA等と協力して、通学路等における安全指導、保護誘導活動及び通学路の安全点検を実施する。

【家庭・地域では】

- 子供や高齢者が出かけるときは、自動車等に注意するよう「声かけ」を行う。
- 地域のイベント、子供や高齢者が集まる行事等を利用して、交通安全意識の高揚を図る。

【職場では】

- 朝礼等を通じて、子供や高齢者の行動特性を学び、危険行動を予測した安全運転について指導する。

運動重点② 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止

【運転者は】

- 日没時間が早まることから、早めにライトを点灯する。
- 対向車等に配慮しながらライトの上向きを実践し、歩行者や自転車の早期発見に努める。
- 漫然と運転することなく、前後左右の安全に十分注意した運転を心掛ける。

【歩行者は】

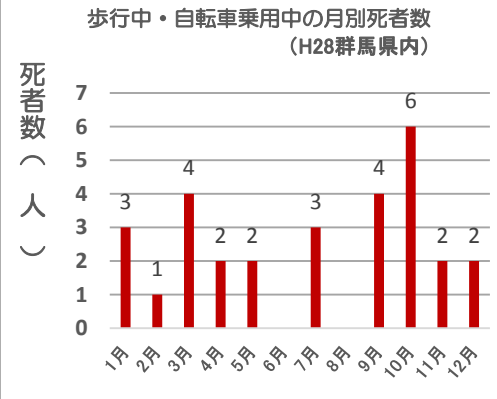
- 夕暮れ時や夜間は、「車から見えにくい」ことを意識する。
- 日没時間が早まることから、外出時は明るく目立つ色の服や反射材等を着用する。
- 道路を横断するときは、左右の安全確認を徹底し、信号等の交通ルールを厳守する。

【自転車は】

- 夕暮れ時や夜間は「他の通行車両や歩行者から見えにくい」ことを意識し、早めにライトを点灯し、反射材等を活用する。
- 前照灯や制動装置（ブレーキ）等を備えていない自転車は道路では乗らない。

【家庭・学校では】

- 夕暮れ時や夜間に事故が多発していることを認識させ、反射材等の着用や早めのライト点灯について指導する。



運動重点③ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

【運転者・同乗者は】

- 運転する場合や助手席・後部座席に乗車する場合は、シートベルトを正しく着用する。
- 運転者は、同乗者にシートベルトを着用させる。特に後部座席の着用を注意する。
- 幼児・児童を同乗させるときは、子供の発育に応じたチャイルドシートやジュニアシートを正しく使用する。

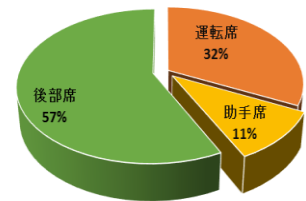
【家庭・地域では】

- 車で出かける家族に、全ての座席のシートベルト及びチャイルドシートを着用するよう声をかける。
- 各種行事の機会を捉え、チラシやシートベルト衝撃体験装置等を活用し、子供と保護者が一緒に学ぶ参加・体験型の交通安全教室を開催して、着用の必要性和効果について啓発する。

【職場では】

- 業務中だけでなく、出勤・退社時にも全ての座席のシートベルトの着用を徹底するなど、職場ぐるみで使用の徹底を図る。

シートベルト未着用者の乗車位置
(四輪の交通事故負傷者: H28群馬県内)



運動重点④ 飲酒運転の根絶

【運転者は】

- 飲酒運転の危険性や違法性を認識し、「飲酒運転を絶対にしない・させない」という強い意志を持つ。
- 酒類が出る会合等に出席する場合は、公共交通機関等の利用を徹底する。
- 二日酔いで運転すれば飲酒運転になることを強く認識し、飲酒の量や時間に配慮する。

【家庭・地域では】

- 飲酒運転による事故の悲惨さと責任の重さ等について話し合い、「飲酒運転を絶対にしない・させない」ことを徹底する。
- あらゆる機会に「飲酒運転を絶対にしない・させない」ことを確認し、地域ぐるみで飲酒運転根絶の気運を高める。
- グループで飲酒する場合は、「ハンドルキーパー運動」を実践する。

【職場では】

- 朝礼等を通じて、飲酒運転の危険性や違法性について指導する。
- 「飲酒運転根絶宣言」を採択する等、職場ぐるみで飲酒運転根絶の気運を高める。

【飲食店では】

- 来店者には車で来たかどうかを確認し、運転者への酒類提供禁止の徹底とハンドルキーパー運動を促進する。

**ハンドルキーパー運動の
実践**

飲酒運転は悪質な犯罪です！

仲間と飲食する場合は、お酒を飲まずに、仲間を自宅まで送り届ける「ハンドルキーパー」を決めましょう。

